

令和3年

第5回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和3年5月26日 午後1時30分から

場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番	西 方 敬	9番	竹 内 浩
2番	柳 田 三千夫	10番	近 藤 剛 司
3番	二 宮 賢 一	11番	鈴 木 洋 有
5番	野 崎 健 一	12番	石 井 雅 浩
6番	今 井 正	13番	安 池 雅 美
7番	福 島 啓	15番	青 木 貞 治
8番	吉 川 京 男	16番	戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第13号 農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について
- 議案第15号 農地利用集積計画書の決定について
- 議案第16号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第17号 非農地証明書交付申請の承認について
- 議案第18号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
- 報告第1号 農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和3年第5回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、2番柳田三千夫委員と3番二宮賢一委員を会議録署名委員として指名いたします。

なお、本日は議案数が多いので議事日程の朗読と説明は省略いたします。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、質疑は簡潔に一問一答で行いスムーズな議事進行にご協力をお願いします。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第13号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第13号「農業振興地域整備計画随時見直しに係る意見照会について」は、大磯町長より令和3年5月11日付けで意見を求められています。内容につきましては、議案書の1ページと2ページをご覧ください。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第13号を朗読》

書記 今回の随時見直しは分家住宅の建設に伴う農用地の一部除外となります。

なお、詳しい内容につきましては、産業観光課の担当職員から説明があります。

議長 わかりました。担当職員を入室させてください。

《白川主事入室》

白川主事 産業観光課の白川です。今回の農業振興地域整備計画随時見直しについて説明させていただきます。

《説明》

白川主事 説明については以上です。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農業振興地域整備計画随時見直しをするとのことですので、これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 昔は、農振農用地には一切住宅は建てられなかった。また、牛舎などの農業用施設につ

いても認められていなかったが、今は可能となっているのか。

白川主事 以前は規制が厳しかったので、牛舎等については農振除外をしないと農地転用できませんでした。しかし、規制緩和により農振農用地のままで用途変更の手続きにより農地転用ができるようになりました。

委員 分家住宅と言われましたが、二・三男分家とは異なりますか。

白川 同じです。

委員 住宅敷地として最大どのくらい面積が認められるのか。

白川 住宅を建てられる面積につきましては、県平塚土木事務所が当該土地の状況と申請内容を審査して、常識の範囲で必要最小限の面積となります。

委員 分家住宅を建てる場合は農地区分により農振農用地は最後になると思いますが、今回の分家住宅も当該農地しかなかったということですか。

白川 そのとおりです。農家が所有するすべての土地や家屋について、分家住宅を建てられる場所が農振農用地である当該農地しかありませんでした。

委員 具体的に住宅敷地はどの位なら許可がでますか。

書記 県平塚土木事務所の要件では150㎡以上で400㎡以下とされていますが、もちろん必要最小限の面積となります。

委員 後継者のいない農家の所有する農地が農振農用地であるために土地活用ができずに耕作放棄地となっていく。ミカン畑などは斜面地が多くて貸したくても借りる人がほとんどいない状況なのでますます耕作放棄地が増えていく。自分の土地なのに規制があるために活用もできない農地を相続する農家ではない子供にも負担がかかる。農振農用地について更に規制緩和をしてほしい。

書記 次回の県要望に提出します。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、今、出された意見を取りまとめて大磯町長に報告することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 13 号の農業振興地域整備計画随時見直しについて出された意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

では、担当職員は退室してください。ご苦労様でした。

《白川主事退室》

議長 次に議案第 15 号「農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 15 号は議案書 4 ページから 7 ページの 10 件でございます。場所につきましては総会資料の 3 ページから 11 ページをご覧ください。
大磯町長より令和 3 年 5 月 13 日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。
今回は件数が多いため、最初に再設定の案件についての審議をお願いします。

事務局 《議案第 15 号 2 番、7 番、8 番を朗読・説明》

書記 議案第 15 号 2 番、7 番、8 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
借り手は、3 名とも新規就農した農家でいずれも耕作状況は良好ですので再設定については問題ないと考えられます。
なお、5 月 13 日に 2 番と 7 番は西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局 2 名で、8 番は西方会長職務代理者と国府新宿地区担当の今井委員及び事務局 2 名で現地確認を行っています。

議長 まず、議案第 15 号 2 番と 7 番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番委員（柳田） 2 番柳田です。議案第 15 号 2 番と 7 番の農地について、5 月 13 日に西方会長職務代理者と私と事務局 2 名で現地確認を行いました。
両者ともに若い農家ですが、当該農地はいずれも良く耕作されており、再設定をすることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。
では議案第 15 号 2 番と 7 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 基盤法による貸借ですが、中間管理事業を使わない理由とかがありますか。

書記 どの法律に基づいて農地を貸借するのかは、農地所有者と借受人が各々の都合により協議して取り決めていますので、必ず中間管理事業を使わなければならないということはありません。長期間の契約の場合や補助金や税制特例の要件を満たす場合は中間管理事業を勧めていますが、貸借期間が短い場合や契約を急ぐ場合は基盤法を利用しています。

特に7番の借受人は昨年に水田を借りて稲作とマコモタケを栽培しており、圃場準備の時間がなかったため基盤法で契約した経緯があります。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第15号2番と7番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第15号2番と7番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に議案第15号8番について現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。議案第15号8番の農地について、5月13日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

設定を受ける農家は年配の夫婦ですが、当該農地は良く耕作されており、再設定をすることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図れるとのことですので。

では議案第15号8番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第15号8番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第15号8番は原案とおりに決定いたしました。

議長 それでは続きまして新規設定の案件について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第15号1番及び3番から6番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

1番は相続により耕作が困難になった農地を地元の農家が賃借することで、3番と4番は耕作放棄地である農地を酒米の栽培をしているNPO法人が借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

また、5番と6番は昨年に新規参入した法人が営農拡大のために遊休化した農地を借りることで、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、1番及び3番から6番は5月13日に西方会長職務代理者と西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 では、議案第15号1番及び3番から6番について現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第15号1番及び3番から6番の農地について、5月13日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

地元農家や法人が長期間の利用権の設定をすることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

では議案第15号1番及び3番から6番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 水田が多い場所で、年中、田圃に水を張りたい（注・冬期湛水農法）とのことですが、農業用水や周囲の田に水が染み出るなどの問題はありませんか。

書記 この地域の水田は水路が整備されて個別に取水・排水ができますので農業用水の問題はありません。また、隣接農地に水が染み出ないように畔の幅を大きく取り、トタン板を畔に打ち込むなどの対策も行っているので隣接農地への影響はないと考えられます。なお、借り手の農家は冬期湛水農法について事前に隣接農家に説明を行い、了解をいただいています。

委員 借りる農地が畑なのに賃料の変わりが米30kgとはどういうことか。

書記 賃借料の代わりに収穫物を収める場合がありますが、野菜よりも保存の利く米を要望することが多いようです。農地を借りる農家は稲作も行っていますので、米で納めることは問題ありません。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第15号1番及び3番から6番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第15号1番及び3番から6番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第15号10番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第15号10番を朗読・説明》

書記 議案第15号10番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

農業を続けることが困難になった農家の農地を新規参入する法人が借りることで、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、5月12日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、議案第15号10番について現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第15号10番の農地について、5月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

耕作ができなくなった農地を法人が長期間借りることで農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことです。

議長 では議案第15号10番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第15号10番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第１５号１０番は原案とおり決定いたしました。

議長 最後に議案第１５号９番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、この議案については農業委員の福島委員が当該土地の賃借に関わっているため、「農業委員会等に関する法律」の第３１条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで福島委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《福島委員退室》

事務局

《議案第１５号９番を朗読・説明》

書記 議案第１５号９番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

借り手は地元の農家で、当該農地を賃借することで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、５月１２日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第１５号９番につきましては現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

９番委員（竹内） ９番竹内です。議案第１５号９番の農地について、５月１２日に私と事務局で現地確認を行いました。

遊休化した農地を地元農家が長期間賃借することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では議案第１５号９番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第１５号９番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第15号9番は原案とおり決定いたしました。
採決が終わりましたので、福島委員には入室・着席していただきます。

《福島委員入室・着席》

議長 以上ですべての利用権設定の案件が終了しました。
なお、議案第15号1番から10番の決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第16号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読の説明をお願いします。

書記 議案第16号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書8ページと9ページでございます。場所につきましては総会資料の12ページから19ページをご覧ください。

《議案第16号1番と2番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

なお、1番については5月12日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で当該農地について現地確認を実施し、2番については5月13日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局2名で当該農地について現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 まず、1番について現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第16号1番の農地について、5月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。次に2番につきましては現地確認をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。議案第16号2番の農地について、5月13日に地権者が同行して、西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第16号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第16号1番と2番について、原案とおり決定し、平塚税務署に報告します。

議長 それでは、次に議案第17号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第17号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書10ページと11ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の2ページと20ページをご覧ください。

《議案第17号1番と2番を朗読》

書記 議案第17号につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

まず、1番の農地は、河川敷地内にある第3種農地で営農には適さない形状のため長年耕作放棄地となっています。また、2番の農地は小高い山の頂上にある、その他第2種農地で約40年前に非農家が相続してから営農が困難になり耕作放棄地となっています。

なお、1番の農地につきましては5月13日に西方会長職務代理者と国府新宿地区担当の今井委員と事務局2名で現地確認を実施し、2番の農地につきましては西方会長職務代理者と東小磯地区担当の安池委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、どちらも非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています

議長 では、1番について現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から説明をお願いいたします。

6 番委員（今井） 6 番今井です。議案第 17 号 1 番の農地について、5 月 13 日に西方会長職務代理者と私及び事務局 2 名で現地調査を行いました。

当該農地は長谷川の河川敷地にあり、笹が繁茂して農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。次に 2 番について現地調査をお願いした東小磯地区担当の安池委員から説明をお願いいたします。

13 番委員（安池） 13 番安池です。議案第 17 号 2 番の農地について、5 月 13 日に西方会長職務代理者と私及び事務局 2 名で現地調査を行いました。

当該農地は急傾斜地の小山の頂上にあり、営農が困難であることから耕作放棄地となったと考えられ、農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地はどちらも県の運用指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 17 号 1 番と 2 番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 17 号 1 番と 2 番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第 18 号を議題に供します。では、事務局より説明をお願いします。

書記 議案第 18 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について」は、議案書の 12 ページ及び 13 ページをお開きください。

農地の下限面積につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づき都府県は 50 アールとなっていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積とするとされています。

また、農地法施行規則第 17 条において農林水産省令で定める基準が示されていますが、農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は 10 アール以上

で、かつ、定めようとする面積未満の農家数が、総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることとされています。

下限面積を引き上げると新規参入が容易でなくなり、反対に下限面積を下げると、農地の集約化が困難になります。

大磯町では管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の概ね4割であるため、前年度と同様、下限面積の変更を行わないと判断しました。

議長 ただいま説明がありましたように、下限面積の見直しは長所もあれば短所もあり、今年度については、現行の下限面積40アールの変更は行なわないとのことです。

これより、質疑にはいります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第18号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「農地転用適用除外(2a 未満の農業用施設)の届出書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地転用適用除外(2a 未満の農業用施設)の届出書」につきましては、議案書14ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の21ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番につきましては、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条に基づき、面積が2アール未満で必要最小限の規模の農業用施設に限り、農地転用の適用除外が認められています。

届出の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

なお、5月12日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行い、届出どおりであることを確認しております。

議長 報告第1号1番については現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9 番委員（竹内） 9 番竹内です。報告第 1 号 1 番について、5 月 1 2 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該地の農業用施設は届出どおり設置されていることを確認しています。

議長 ありがとうございました。ただ今の報告第 2 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わりにします。

議長 次に報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書 1 5 ページから 1 7 ページの 6 件でございます。場所につきましては総会資料の 2 2 ページから 2 6 ページをご覧ください。

事務局 《報告第 2 号 1 番から 6 番を朗読》

書記 報告第 2 号 1 番から 6 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 2 号 1 番から 6 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和 3 年第 5 回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後 2 時 5 8 分）